

保育かながわ

発行所
横浜市神奈川区沢渡4の2
神奈川県保育会

発行人
都 築 融 光

題字
故 内 山 岩 太 郎 筆

第三十回保育の日前夜祭

平成十九年十一月三十日金

曜日に、横浜ベイシエラトン
ホテル&タワーズ 四階「清
流」において、保育の日の前
夜祭が約百三十名の参加の中
神奈川県保育会主催で行われ
ました。

「神奈川県保育の日」を翌
日に控え、保育関係者の皆様
が一堂に会し、この一年の保
育功労受賞者の皆様をお招き
してお祝いするとともに、日
ごろ保育業務に専念されてい
る職員の方々のご労苦をねぎ
らい、保育事業のより一層の
進展に資することを目的とし

て開催されました。

開催にあたり、宮田副会長
の開会挨拶の後、都築会長よ
り主催者の挨拶がありました。
その中で「変革する保育所現
場において、将来を担う子ど
もたちのためにご苦勞様でし
た」ことの労をねぎらう言葉と、
「これからも子どもたちの最
善の利益を求め、後進の指導
を含め努力していただきたい」
との励ましの言葉がありまし
た。

今年度は神奈川県保育賞を
五名の方が受賞され、都築会
長より花束が贈呈されました。
受賞された方は次のとおりです。

- 相模原市立正保育園 猪 股 淳 子 様
- 二宮町百合が丘保育園 佐々木 千恵子 様
- 逗子市桜山保育園 清水 美 緒 様
- 平塚市南原保育園 鈴木 明 恵 様
- 横須賀市大楠愛児園 森 崎 美佐子 様

春の叙勲伝達により、瑞宝
双光章を受章された方は次の
とおりです。

- 小田原市桃重保育園 長谷川 愛 子 様
- また、厚生労働大臣表彰を
四名の方が受賞され、出席者
には宮田副会長より花束が贈
呈されました。受賞された方
は次のとおりです。
- 相模原市清水保育園 青 山 チイ子 様
- 横須賀市太田和保育園 小林 勇次郎 様
- 相模原市すすきの保育園 小山 智 子 様
- 小田原市小田原乳児園 鈴木 木 みち子 様

引続き、十八名の来賓の方々にご臨席いただき、来賓
を代表して、神奈川県保健福
祉部子ども家庭課 柏木真吾
副課長、神奈川県保育のつど
い運営委員会 小川あきの委
員長、神奈川県ゆりの会 富
米野知子会長より、お祝いの
お言葉をいただきました。

ご出席いただきました来賓

紹介の後、アトラクションと
して、小田原室内女性合唱団
の創設者として、現在も活動
中の 鈴木文子様のソプラノ
と、ピアノ研究グループ「新
虹の会」メンバー 乾八千代
様のピアノ伴奏による、童
謡・オペラ・ミュージカル等
八曲の披露がありました。鈴
木様は、結婚を機に小田原に
移り住まわれ、三人のお子様
が春光保育園にお世話になっ
たそうです。

アトラクション後、懇親会
に移り 富田顧問の乾杯の発
声により、和やかな雰囲気の中
で進められ、相馬副会長の
閉会のことばで終了すること
ができました。

来賓・顧問の挨拶の中に、
保育の現場は激変の渦の中に
あるが、三十年間を振り返つ
た言葉がございました。時代
が変わったからただ新しいこ
とをやればいいのかではないよ
うに感じました。「温故知新」
のごとく、古き時代を思い新
しきを知るこの大切さが求
められる時代と考えさせられ
ました。

第51回全国保育研究大会

すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現を目指して 次世代育成支援の拡充推進へのアピール

子どもの育ちと子育て支援を担ってきた私たち保育関係者は、児童福祉法制定60周年にあたる第51回全国保育研究大会において、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを守り、社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、「すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現」を目指すことを決意し、また新たな保育所保育指針の施行を前に、あらためて児童福祉施設としての認可保育所の使命・役割を確認し、次のことに取り組むことをここに表明します。

- 1 子どもの育ちを保障します。
- 1 保育所保育の特性を活かした地域の子育ち・子育て支援に取り組みます。
- 1 すべての子どもの育ちを保障する総合的な次世代育成対策に社会全体で取り組む必要性を、国民全体に向けて呼びかけていきます。
- 1 未来を担う子どもの最善の利益を守るため、保育と子育て支援を市場原理に委ねるとの動きに反対し、「子どもの育ち」を主体とした保育・児童福祉の仕組みを守るよう、社会に働きかけていきます。
- 1 すべての子どもの健やかな育ちが保障できるよう、GDP比0.75%とわずかな家族政策関連財源を大きく増やすよう、国や地方自治体はじめ、広く社会に訴え、実現させていきます。

平成19年11月7日

第51回全国保育研究大会 全国保育協議会

指針の内容を学ぶ」で、私もこの分科会に参加させていただきました。

指針は平成十九年八月に中間報告がされ、①大臣告示化により最低基準としての性格を明確化する②各保育所の創意工夫や取り組みを促す観点から内容の大綱化を図る③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、分かりやすい表現にする④指針と併せて、解説を作成の四点を改定の基本的考え方とされました。改定の主な内容としては、

①保育所の社会的責任の明確化
②保育の内容、養護と教育の充実
③小学校との連携
④保護者に対する支援
⑤計画・評価、職員の資質の向上があげられています。

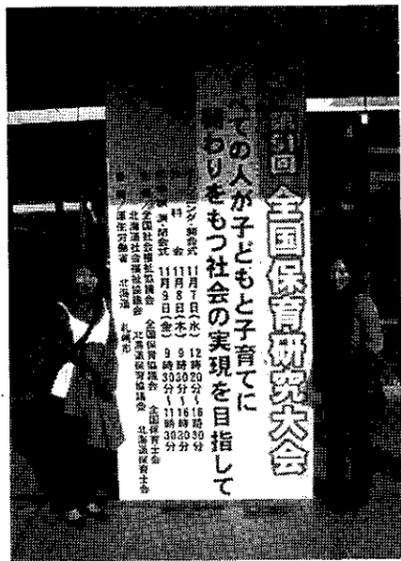
分科会では、初めに隈本課長補佐より指針の概要説明が行われ、次に「保育所保育指針と実践を考える」をテーマで札幌光明園まこと保育所眞鍋所長から事例発表がありました。基本理念、保育の理論化、言語化が確立されており、それが保育実践の中で生かされ

れていることに感服いたしました。一人ひとりを受け止めた保育、ねらいと内容の関係、計画と評価、保育所保育の資質、保育体制の見直し、チームとしての保育、保護者とともに子どもの最善の利益を大切にすること、保育内容などに、参加者からも大きな感動が湧きあがりました。

午後からはシンポジウム「保育所保育指針と実践を考える」がコーディネーターの遊育代表吉田氏、シンポジストの目白大学増田教授、保育園を考える親の会代表菅光院氏、青森県中居林保育園園長椛沢氏の四名で行われました。これからの保育所の役割や保育士のあり方について、それぞれ立場から時には厳しく又暖かい心をこめてお話しいただき、一緒に歩んでいきます

ようというメッセージが分科会場を包んでいました。参加者一人ひとりが、これからの保育指針改定への思いをあらたに受け止めていたのではないかと思います。

三日目は、東アジア共同ワークショップにおける東アジアの若者との交流や韓国保育研究者との交流を深めた中でアジアの保育現状について「甦れいのちの輪 アジアから保育をみつめる」のテーマで多度志保育園殿平善彦園長の記念講演が行われました。来年は広島での開催となります。寒い北国での心のこもったおもてなしに感謝しつつ、保育への熱い思いを持ち帰りました。



第51回 全国保育研究大会

すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現を目指して

(北海道 札幌市)

千歳に降りたつと、そこは私たちにとって冬そのものでした。紅葉は残り少なく最終日は郊外で初雪となりました。札幌駅から車で十五分ほどの札幌コンベンションセンターにて平成十九年十一月七日(水)〜九日(金)の三日間にわたり、第五一回全国保育研究大会が開催されました。

二一世紀時代の保育所の使命・役割について策定したテーマに、全国各地の保育関係者約千七百人が集い熱心な研究、討議が行われました。

オープニングでは、「旭山動物園の人気の秘密とその魅力」の講演を多田ヒロミ氏からうかがい、穏やかな雰囲気のもとに式典が開催されました。

開会挨拶、児童憲章朗読などに続き、表彰式が行われ、全国で二九一名、神奈川県からは六名が栄誉ある会長表彰を受けその功績が称えられました。最後に「次世代育成支援の拡充推進へのアピール」が行われ、全会一致で採択され、式典が終了しました。

行政説明では、厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課隈本課長補佐より、(1)保育所の現状として、待機児童が多い地域が固定化(東京・千葉・神奈川・大阪・沖縄)されるとともに、特に低年齢児(0〜2歳児)が全体の約70%1万3千人いる。このため二十年度予算概算要求の主



要事項に挙げています。

(2)『子どもと家族を応援する日本』重点戦略の中では、働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの推進、次世代育成支援の制度的な枠組みの構築、少子化対策の財源の検討などについて、施策の有効性の点

制に関する構想③保育所保育指針の改定などについて詳細な報告がされ、2全保協の取り組みとしては、(1)「全保協の将来ビジョン」に掲げられている①子どもの育ちを保障する②子育てライフを支援する③多様な連携と協働をつくる④子育て文化を育む⑤子育て育ちを支援する仕組みをつくるなどに基づいた活動報告が、又、(2)対外的対応については、①保育所保育指針の改定②規制改革会議(パウチャー制度、准保育士制度)③地方分権改革(全国知事会)の三点に対しての意見表明の報告がされました。

二日目は、今大会から研究テーマが刷新され、カテゴリ1〜5は、全保協の将来ビジョンの項目となり、カテゴリ6は、「保育協議会の組織を強化する」カテゴリ7は、「さまざまな取り組みの共有」となりました。今回の参加者の希望が多かった分科会はカテゴリ5「子育て・育ちを支援する仕組みをつくる」の第8分科会「保育所保育指

検評価を今年度末を目途に進める。(3)保育所保育指針の改定についての概要などについて説明がありました。

基調報告では、小川会長より、「保育園をめぐる状況」として、①「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議②子どもの社会的養護体

保育専門講座Ⅰ

平成十九年九月二十日に、

神奈川県社会福祉会館二階ホールにて開催され、午前中は「保護者の連携——苦情解決の窓口を通して——」をテーマ

に 田園調布学園大学副学長小林育子氏、午後からは「子どもと共に創る保育——事例・エピソードを通して——」をテーマに 子どもと保育総合研究所代表 森上史朗氏の講義を聴くことができました。

午前の講義では、苦情の受取方・より良い関係を作るには、苦情は提案・関わりのお口として捕らえ、決して否定的に捕らえないこと。声を発するということは「私に関心を持って欲しい」「園に関心があるよ」と捕らえると、受取る側も心構えが変わってくる。構えて対応すると相手に伝わり、円滑に進まなくなる。苦情という鄭和の機会を利用して、園と近づきたいと思う保護者がいることを理解する。そう思えば「こんな事ぐらいでなぜ」とは思わないはずで



あり、逆に「何を守りたくて言っているのだろう」と構え、子ども延長線として扱ってはいけない。言葉の端々から、心の真意を動作や態度と合せて読取ることが大切である。

関係づくりの原則

① 苦情を言わせまいとする
雰囲気を作らない。また、園の事情を分かってもらおうとしない。

② 個別に理解する。同じ内容でも、根本にある動機が違ふこともあるので、決めつけずに聞く。

共感し「話合いに相槌を打つタイミングや雰囲気で聞いているよ」というサインになり、相手も安心する。また、受容にもつながって行く。相手の外身・行動等で「良い人・

悪い人」を判断しない。このことは、第一印象が態度に表れてしまうからである。

苦情相談を受ける場合は、自分自身の性格、長所・短所、特徴を把握し、相手により自分はどういう態度をとるのか、自分が苦手なタイプの人柄も得ておく。相性や場合によっては、対応する担当を変え、適切なアドバイスを効果的にしていき、情報は共有する。

苦情・提言のポイント

① 主訴を的確に捕らえる。
② これまで苦情をどう処理していたのかを振り返る。

③ 相手の要望・言葉を反復唱し、確認をする。

④ 解決方法を園内で協議し、誠実に対応する。

⑤ 解決困難な場合は、課題を明確にする。

⑥ 受身になり、情報提供に
対し意見を言えるようになる。

相談・援助技術の重要ポイントとして、傾聴があげられ、丁寧聞いていくと話の本質・主訴が見えて来て、話が深まり、聞く側も理解が深まる。



この後、傾聴面接と価値観についての演習が行われました。午後からは、まず保育とは「子どもが主体だが、保育者も主体である」と定義づけられ講演が始まりました。

保護者や教育者は、ゆとりを持って接することで、相手を理解できる。事例を通して話をすると、場面が良く見え、理解が深まる。保育士自身子どもを見ているが、子どもも「この先生ならとかあの先生だ」と言うふうに見られている。子どもは、保育士を選べない中で誠意をもって接していく。子どもを客観的に見ていると、子どもを評価するときに決めつけていた、片寄った言い方になってしまう。「奇声を発する子の立場に立てば、

規制はその子の「声」が変わる。集団の中の多数ではなく、

集団の中の個、ひとり一人を見て行くことが大切である。

「事由保育」という言葉は、使う人が使うと分かる。知らない人には誤解を生じてしまう。言うならば「自発性を尊重する保育」と言うと、誤解にはならないのではなからうか。見直しがされた新保育指針には「自己評価と研修」の項目が盛り込まれている。

今回の研修を受け、自分自身が苦情という場面に会ったときに、試行錯誤しながら、また、園の対応も伺いながら対応して来た事や、事例を通して子どもを見ることで、場面がつかみやすく、他者にも報告しやすいと感じ受けました。また、子どもたちを見る保育士の視点についても、自分自身の行動や考え方の見直しをし、質の向上も含めて考えさせられる研修となりました。

保育専門講座Ⅱ

今回の専門講座は、予想した人数をはるかに上回る受講者数のため社会福祉社会館から院内にある「ワークピア横浜」に会場を急転移して開催されました。

子どもにとって遊びとは
— 危ないからダメ！
— と言う前に—

講師 NPO法人プレイグラウンドセーフティネットワーク代表 大坪龍太氏

幼児期の子どものとって遊びはまさに仕事のようなもの。その育ちを援助する立場の保育士がいかにその遊びを保障してあげられるか「安全」というキーワードとともに考えていきました。

その中で遊びの重要性について次のように言及しています。子ども達は遊びながら様々なことに挑戦し、成功や失敗を繰り返しながら心身の成長や発達遂げている。そのためにも遊び場が、重要な役

割を担っている。また子どもは遊びを通して、自らの限界に挑戦し身体的・精神的・社会的な面が成長するものであり集団遊びの中での自分の役割を確認するなどのほかにも遊びを通して自らの創造性や主体性を向上させていくものというように、遊びは全ての子どもにとって不可欠なものである。

また、子どもの遊びの特徴として、子どもが遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行為であり、予期しない遊びをすることがある。子どもはある程度の危険性を内在している遊びに惹かれ、そうした遊びに挑戦することで自己の心身の能力を高めていくものであるとしています。

そして遊び場の重大事故の防止や安全対策を実施する際には、事故の具体的な内容と原因をまず理解し、事故のあった遊具への迅速な応急措置及び恒久的な措置を行い再発防止に努めることが大切であると、「遊びの価値」として「重善玉の危険の「リスク」と「重

大事故原因」となる不要な悪玉危険の「ハザード」についての考え方をのべられました。「リスク」は小さなケガは伴っても、子どもの成長発達に欠かせないものであり、「ハザード」は子どもが自分自身で危険を判断、認知出来ない状況にあるものとしています。



「保育所保育指針」改正
(中間報告) について

講師 厚生労働省雇用均等児童家庭局保育課保育指導専門官 天野珠路氏

- 一、改正の見直し視点
 - ① 関係法令の改正等の動きに対応
 - ② 保育所の役割と機能の明確化
 - ③ 子どもの育ちの課題、保護者支援の課題等への対応
 - ④ 就学前の子どもの保育・教育の充実と保育の専門性
 - ⑤ 職員の資質向上・保育所の組織性の向上への構築
 - 二、保育所保育指針改定の基本方針
 - ① 公示化による規範性の明確化
 - ② 指針の大綱化と原則性の明確化
 - ③ 解説本の作成
 - 三、保育所保育指針の改定の主な内容
 - ① 全体構想
 - ② 保育所の役割と社会的責任について
 - ③ 保育の内容、養護と教育の充実
 - ④ 小学校との連携
 - ⑤ 保護者に対する支援
 - ⑥ 計画・評価職員の資質向上
 - 四、改定「保育所保育指針」の施行に向けて
 - ① 今後の課題
 - 市町村に合わせて、各地で充実させ、プログラムを作る
 - ② 今後のスケジュール
 - 二十年三月告示
 - (幼稚園教育要領と同時期)
 - 二十一年四月施行
- 以上わかりやすく説明されました。
- 質疑応答では現場からの生の意見が出され時間いっぱい熱心に意見交換がされました。
- 私たち保育士は、子ども達の目の輝きを見失わないこと前提に、発達にあった遊びなのか、危険なものが放置されていないか、壊れている遊具はないかなど、予防可能な事故防止のための注意を怠らないようにし、保護者とのコミュニケーションや保育への理解も得ながら、今回学んだことを実践していきたいと思えます。

保育専門講座Ⅲ

平成二十年三月六日、横浜
情報文化センターにおいて、

(有)遊育・発行人 吉田正

幸 氏を講師に、テーマ「保育所のこれからを考える」——今の保育が求めるもの・求められるもの——と、題し、保育専門講座Ⅲが開催されました。内容は、転換期を迎えた保育政策、新たな少子化対策と保育制度改革の動向、保育所経営から見た保育指針見直し、そして、保育所経営の近未来に向けてと、いつもの吉田節が進められました。

まず、今回のプロローグとしてのキーワードは「すべての『子どもの最善の利益』」でした。子どもの最善の利益とは、子どもの権利条約が締結されてから叫ばれるようになった。ここでの「すべて」の意味合いとは、① どういう家庭でも(経済状況に関係なく)② 母親が働いていようといなかろうが(現状では就労証明が必要)③ 子どもに障害があろうがいなかろうかを言

い、「最善の利益」とは、①よりの高い保育 ②家庭・地域での環境が良くなるようにすることと解釈できる。

このことは、低所得の子ともであろうと平等の保育を提供しなければならぬ。障害を持つ子どもであろうと、就労していようといなかろうと子どもには責任がない。現在の保育所は、それが制度化されていないが、いずれ見直しされるであろう。保育所は、保育所の中だけで子どもも支援を行うのではなく、家庭や地域社会への子ども支援を行わなくてはならない。保育所は、どこまで支援できるのかにかかり、保育所が何もしなければ、保育所は廃れて行くであろう。

平成七年度より、日本の少子化対策としての「エンゼルプラン」が動き始めたが、実際には厚生省版フンゼルプランで、本質的な支援にはならなかった。このことにより、在宅家庭を中心とした「虐待問題」が多くみられるようになったのは、保育にかけない

3歳以下の家庭は、保育を実施することに相当苦勞をしており、待機児童対策が行われなければならないはずだが、本格的な支援にならなかつた理由とも言える。これからの保育支援は、広い支援を行わなければならない。保育所だけではその荷は重く、地域保育ネットワークを張り巡らすことによる「中核を保育所が担って行われなければならない」と考える。

幼稚園と保育所の垣根は、実質的になくなつて来ている。措置は保育所の違いを認めなかつたが、現在は廃止され、保育所の個性が出るようになってきた。幼保の機能はほとんど同じになつてきているものの、依然として違いは残っている。保育所は、生き残りをかけて、保育所の魅力に磨きをかけていかなければならない。また、すべての社会福祉施設で契約性に移行しているが、実質市町村の下請けに、なっている保育所だけは、契約性に移行していないため、役所の下請け体質からの脱却

が求められる。幼稚園は、これから厳しくなり、生き残るには「預かり保育や認定子ども園化」して行くしかない。

人口予測により、定員割れを起こす保育所が必ず出てくる。人口が減少傾向になれば、保育の人材難も予測され、平均的に技量は落ちることになる。そのため、保育所全体で保育計画、指導計画に取組んでいかなければならない。

現在、保育制度の変革期を迎え、あらゆる制度的な問題が発生してくる。制度問題の解決には、保育を科学することとは必要だが、科学的というだけではなしに、制度批判にだけでなく「根拠を明確」にすることが大切である。

保育指針も教育要領と同じように厚生労働大臣が作成し、現在の通達・通知的な行政サイドの内部規範から法律的意味合いが強まる。このことにより、文章も薄くなり、解釈の余地が広がることになり、現場が混乱する可能性もある。そのために、解説書的なものが出てくるであろう。また、

法令の意味合いが強まることにより監査時に、監査官の勝手な解釈で運用されて現場が混乱する可能性もある。法令的意味合いを持つているので、保育所の全職員が「保育所の全職員が保育指針を理解すること」が必要となる。

これからの保育所の課題は、内部だけではなく、地域社会に対しても「機能の多様化」ができるかと、運営のスリム化ができるかどうかである。

時代は、施設(ハード)ではなく機能(ソフト)が重要になり、職員の意識も施設職員の発想ではなく、法人独自の意識を持たせなければならぬ。特に、複数の施設を持つ法人の人事には不可欠である。

最後に、本日のキーワードから「親(保護者)」が働いていようがいまいが、すべての子どもに最善の利益をもたらす保育を実施することが必要とし、研修を修了した。



保育料徴収状況アンケート調査集計結果

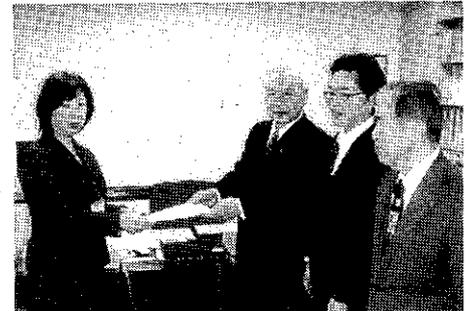
保育料徴収状況調査に際し、皆様方のご協力をいただきありがとうございました。

厚生労働省から保育料滞納調査結果を提示されたことを受け「市・町児童福祉主管課長との連絡協議会」での議題提示、情報交換を経て、神奈川県保育会として独自の保育料徴収状況に関する調査を昨年 11 月に実施しました。厚生労働省の調査とは異なり、今回は保育所運営に直接関わる園長先生方に「現場としての認識状況」を調査させていただきました。

その結果、返信率 52%を超える、当問題に関する現場の園長先生方の高い関心が伺うことができました。県保育会が集計いたしました結果を下記のとおりご報告いたします。

設問 (1) 滞納把握状況について

- 滞納世帯率 (2 ヶ月以上滞納世帯)・・・4.4%
- 滞納金額を把握している園・・・52.3%
- 過年度滞納世帯の把握率・・・47.3%



設問 (2) 滞納原因について

- 責任感の欠如を挙げた園－82.6%
- 家庭問題を挙げた園－13.7%

設問 (3) 保育料督促手段として有効と思われる手段について

- 行政窓口での面談－51.9%
- 行政からの文書・電話による督促－41.4%
- 誓約書の提出－39.8%

設問 (4) 口座振替の他、収納方法の最も有効と思われる手段について

- コンビニでの現金収納－54.1%
- 保育園での収納預り－33.1%

○自由記入欄のうち、特に多かった意見について

- ①滞納原因・・・世帯の収入が減っていること
家庭での支払の優先順位が低い等
- ②督促有効手段・・・保証人を得る
差し押さえを実施する
利用制限をかける等
- ③収納方法についての問題点・・・園での徴収は事務上の負担が大きい
保護者との関係上避けたい
個人情報の問題がある等
- ④滞納解消に結びついた取組み・・・滞納通知を園で渡すことによって、保護者の意識が変わった
自治体が徴収義務者であるので園は関知しない方が良い
園や行政担当者と相談 (誓約書や支払計画書の作成)
特別保育の利用制限をする等

以上の通り、市町村により把握状況や督促、収納手段に大きな差異が見られました。平成 20 年 1 月 7 日、都築会長と調査研究部正・副部長の 3 名が神奈川県庁を訪問し、今回の調査結果を島津次世代育成担当部長にご報告させていただきました。滞納問題は、地方自治体の財源逼迫が伝えられる中、保育園運営上の大きな支障になると考えられます。島津部長より、これからも現場の意見を良く聞かせていただき、「行政と現場の両輪で神奈川県の保育をより良くしていきましょう」と労いのお言葉をいただきました。

食育研修会

立春の二月四日(月)に前日の雪が残る県社会福祉会館において「食育研修会」が開かれました。

昨年同様、午前・午後を通しての一日研修となったが、

今まで開催された中で最も多いと思われる一八〇名余りの参加があり、最初に都築会長から「最近、中国の冷凍加工食品への殺虫剤の混入疑惑が大きい社会問題になっているが、保育にあつても食の安全、文化は関心の高いテーマであつて、保育指針にも取り上げられている。本日はいろいろな職種の皆さんが参加されているが、園に戻られたら研修の成果を是非、全職員にお話ししていただき食育の共有と向上に努めていただきたい」との挨拶がありました。

続いて給食問題研究委員会の横地委員から「食育計画をすすめて」と題して、県のアンケート結果、計画の策定状況や策定形態、いくつもの事例報告がありました。

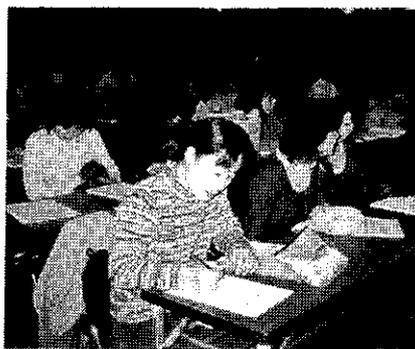
午前の研修は、「離乳の進め方の基本と食生活」をテーマ

に日本子ども家庭総合研究所栄養担当部長の堤ちはる氏から、改められた「授乳・離乳の支援ガイド」について今日の子育て事情や背景を含めてなぜ今改定かを伺いました。

この支援ガイドについては母親でなく支援者(皆さんのような専門家)のために作成されたものであり、母子を取り巻く社会環境や家庭、食環境が変化する中で、一律でなく目の前の現状を見据え、個々の子どもの発達が尊重される支援を基本とすることが狙いであり、授乳・離乳期の不安、心配ごと、悩みの解消といった育児支援の視点を重視していくことを基本的考え方にしていく。とのことでした。

その後、現状分析や支援のポイント、指導で配慮すべき点などの解説があり、特に「手づかみ食べ」は食べる意欲や手、口などとの強調動作を育てるうえで必要であること、離乳準備の果汁等はなぜ必要

ないかなど乳児保育の現場に役立つ事柄を学びました。



昼食をはさんで午後は、昭和大学歯学部教授の向井美恵氏から「咀嚼やく機能の発達と乳児保育」と題して子どもの口腔内の機能の発達とその発達に即した授乳の仕方や離乳の仕方、そして離乳食への無理のない進め方を学びました。専門職は子ども達の器官や機能の発達をよく理解したうえで食べる意欲を引き出すこと、受け入れ準備が出来る成長を待って、食べ方、食環境を整えてやること、子どもの顔をよく見ながら個々にあつた食事を心掛けてほしいなど保育のプロに必要な話題を改めて伺いました

給食問題研究委員会報告

平成十八年度の県子ども家庭課のアンケートでは、83%の園で食育計画が作成されており、保育計画に入れ込んである園や、クッキング保育計画・食生活計画等として単独で作成する等、各々の園の工夫が見られます。

保育現場の活動は保育計画の基に展開されていますので食育も「食育計画」と「食育指導計画」を作成する必要があります。二月の「食育研修会」では、園長・保育士・栄養士・調理員が一緒に作成できるよう、現場実践型の食育計画と食育指導計画づくりを提案いたしました。

また、当日配布したアンケートは、自園の食育計画があるかどうかかわからないと答えられた方が多く、改めて各保育園での研修や連携が不足していると感じました。今後、園内の連携を深めながら計画の作成・実施・評価をし、次期の計画見直しにフィードバックしていくことが望まれます。

編集後記

今年の二月は寒い日が続きましたが、皆様方体調を崩された方もいらつしやつたのではないのでしょうか。神奈川は、雪国と違い「大雪が積もる」ようなことはなかったと思います。

先日、お別れ遠足で富士山にある「グリーンパ」に三年振りに行つてきました。雪遊びで大はしゃぎして、帰りのバスの中では熟睡タイムになっていました。子どもたちに聞くと「雪に初めて触れる子」がおりました。また、雪に触れた興奮で「保育園に帰りたい」と言う子もおり、神奈川では場所によって、また、家庭での遊びに行く環境にもよりますが、子どもたちには貴重な体験となったように感じました。

神奈川県保育会役員改選の時期となりました。保育かながわを通して皆様方にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。お世話になりました。ありがとうございました。